

第30回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成28年2月16日（火）午後2時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員）金谷茂，櫻幸恵，佐々木清一，武田正，中村マキ子，山崎哲雄，山田敏彦

（五十音順，敬称略）

（説明者）宮島首席家裁調査官，山口次席家裁調査官，蝦名主任家裁調査官

（事務局）佐々木家裁事務局長，角掛首席書記官，鈴木家裁事務局次長，萌出地裁総務課長，赤間訟廷管理官，今野家裁総務課課長補佐，石井地裁総務課庶務係長

4 議事等

(1) 委員長選任

委員の互選により山田委員が委員長に選任された。

(2) 委員長代理の指名

委員長代理として佐々木委員が指名された。

(3) テーマ「子の福祉が問題となる紛争の実情と家庭裁判所の紛争解決機能」についての概要等の説明

(4) DVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと（ドラマ編）」の視聴

(5) 施設見学（調停室，児童室）

(6) 子の福祉を考慮した家庭裁判所の取組についての説明

(7) 質疑応答（◎委員長，○委員，■説明者）

○ 家裁調査官が関与する調停事件の割合はどのくらいか。

- 事件類型によって異なるが、事件全体で考えると1割程度である。子の監護に関する事件であれば、ほとんどの事件に関与している。
- ◎ 家裁調査官の関与が必要な事件かどうかを選別した上で立会っている。
- 「子どもを考えるプログラム」（以下「プログラム」という。）は必ず実施することになっているのか。また、プログラムを実施する場合には、どの時期に行い、実際の場面では夫婦同席で行っているのか。
- 原則として本人の希望に基づいてプログラムを実施しているが、当事者の希望がない場合でも、プログラムを実施することが望ましい事案については、調停委員会が勧め、同意を得た上で実施することもある。プログラムを実施する時期は、第1回調停期日が終了した直後などの比較的初期の段階で実施することが多いが、調停が成立した時点で行われることもある。また、プログラムの実施について、基本的には夫婦別席で行うが、希望がある場合には同席で行うこともある。
- これまでにプログラムを受けた方から、どのような感想があったのか。
- 子どもへの配慮が不足していたことを認識して深く反省したり、面会交流の具体的な方法等を確認したりする方がいる。面会交流をかたくなに拒否している方からは、相手方にもプログラムを受講させたいなどの感想もあった。
- プログラムは盛岡家裁独自のものなのか。
- 盛岡家裁独自のものである。全国的には知識付与型のプログラムが多いところ、当庁ではそれに加えて当事者の個別事情にその場で対応するとともに、事案をアセスメントし、その後の調停運営につなげる機能を持たせている。今後は、他庁で行われているプログラムの実施方法等を取り入れながら発展させていきたいと考えている。
- プログラムを受ける必要性が高いにもかかわらず、受講しない方や、受けても思ったような効果がない方に対しては、どのような手当をしているのか。
- プログラムを受ける必要性が高いにもかかわらずプログラムを受講しない

方に対しては、調停委員から、調停期日においてもプログラムの内容等を実質的に伝えている。

また、受講してもすぐに効果が表れない方に対しては、徐々に考え方が変わる方もいるので、その後の変化を見ながら継続的に関与していく方法により対応している。

なお、調停手続は、当事者間のルールを設定する手続であり、ルールの履行が重要であることから、普段から、調停成立を最終目的とせず、その後の履行を見据えて調停に関与している。

(8) 意見交換等

- ◎ DVDを視聴した感想を伺いたい。
- 実際に紛争を抱えている方以外の方が見ても効果的であると思われる。
- DVDと同様の内容のビデオを最高裁ホームページからも見ることができる。
- ◎ 調停室・児童室を御覧になった際の感想や御意見を伺いたい。
- 児童室にいる方は、別室から観察されていることが分かるものなのか。
- 別室から観察されていることが分かる構造となっている。

また、児童室にいる方には、別室で誰が観察しているのかを事前に伝え、了承を得た上で実施している。

ただし、自分が観察されていることを気にする子どもについては、観察者の有無を知らせずに実施することもある。
- ◎ 家事調停委員をされている委員から、子をめぐる調停についての御経験等があれば御紹介されたい。
- 離婚調停の当事者は夫婦間の問題にのみ意識が集中するケースが多いので、子どもに意識を向けるように促している。さらに、夫婦間の面会交流に対する認識の違いについては、プログラムが大きな効果を発揮している。調停委員としても、プログラムをどのタイミングで受講させたらよいのかを考え、

早い段階で家裁調査官に関与をお願いしている。

プログラムの受講により、子どものことを考えるようになり、次の段階で自分たちの離婚を考えるようになることを期待している。

当事者の中には、子どもに会わせることをかたくなに拒絶している人もいることから、家裁調査官に関与してもらい、感情をほぐしてもらうこともある。

また、試行的面会交流を経たものの、実際の面会交流の場で相手方に会いたくないために面会交流に支障を及ぼしているケースについては、家族などの第三者の協力を得て実施することもある。

いずれのケースも、子の福祉を第一に考えることが重要であると考えている。

- ◎ 両親の離婚等に巻き込まれた子について、学校の現場ではどのように対応しているのか。
- 子どもの問題を介して、間接的にサインを送る程度はできるかもしれないが、子どもの問題が関係しない場合には、口を出せないのが現状であると思う。
- ◎ 福祉の現場ではどのようになっているか。
- 親と子ではそれぞれの感情があるので、相談の際には、子の感情を丁寧に汲み取ることを心掛けている。視聴したDVDでは、子の視点が表れていなかったもので、子の想いをどのように汲み取っているのか気になった。
- 概ね15歳以上の子どもについては、家裁調査官が意向調査を行い、書面化して調停委員会に報告している。また、その書面を当事者に示し、調停手続に反映させている。子どもが年少の場合には、親の影響もあり、本心を聞くことが難しいので、家裁調査官は、言葉だけでなく表現や態度などから総合的に判断して調停委員会に報告書を提出している。
- スクールソーシャルワーカーから、離婚等の相談を受けたことがあった旨

の話聞くこともある。相談窓口の案内を例にとってみても、子の周りにいる専門家が子の福祉の観点から連携を図ることが重要であると感じた。また、親も子も「人」である以上、一人の人格として丁寧に扱うことがとても重要であると感じた。

◎ 面会交流は、うまくいかない場合も多いが、第三者の介在を実施しているところもあると聞いている。

■ 首都圏などでは面会交流を支援している団体があるが、盛岡には、そのような団体はない。

○ 弁護士として面会交流の場に第三者的立場で立ち会ったことがあるが、時間的な問題もあり、常に立会うのは困難である。私が立ち会った面会交流は、そのときはうまくいっているように見えたが、その後どのようなようになったのか気になるところでもある。

◎ 順調に面会交流が実施されないことも多く、面会交流の実施のためにはその必要性を双方の親に理解してもらうことが重要である。

5 次回期日

(1) 次回期日等

地家裁合同委員会 9月下旬又は10月上旬 午後2時間程度

(2) テーマ

未定